

公共工事品質確保に関する議員連盟総会 国土交通省説明資料

(平成29年2月21日)

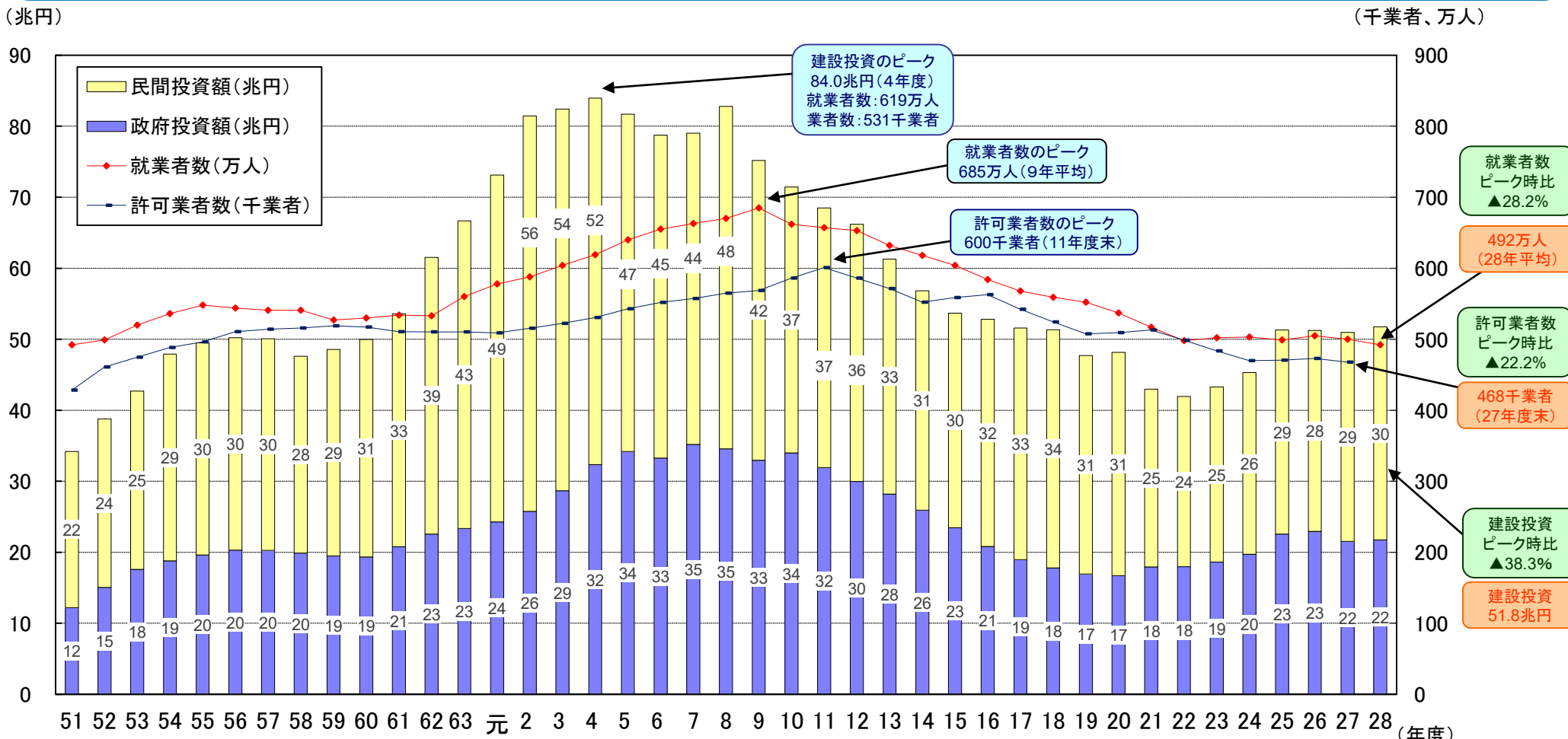
- 品確法の運用状況、
建設業の担い手確保に向けた取組について . . . 1

- 災害時における入札契約方式等について . . . 14

品確法の運用状況、 建設業の担い手確保に向けた取組について

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、28年度は約52兆円となる見通し（ピーク時から約38%減）。
- 建設業者数（27年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（28年平均）は492万人で、ピーク時（9年平均）から約28%減。

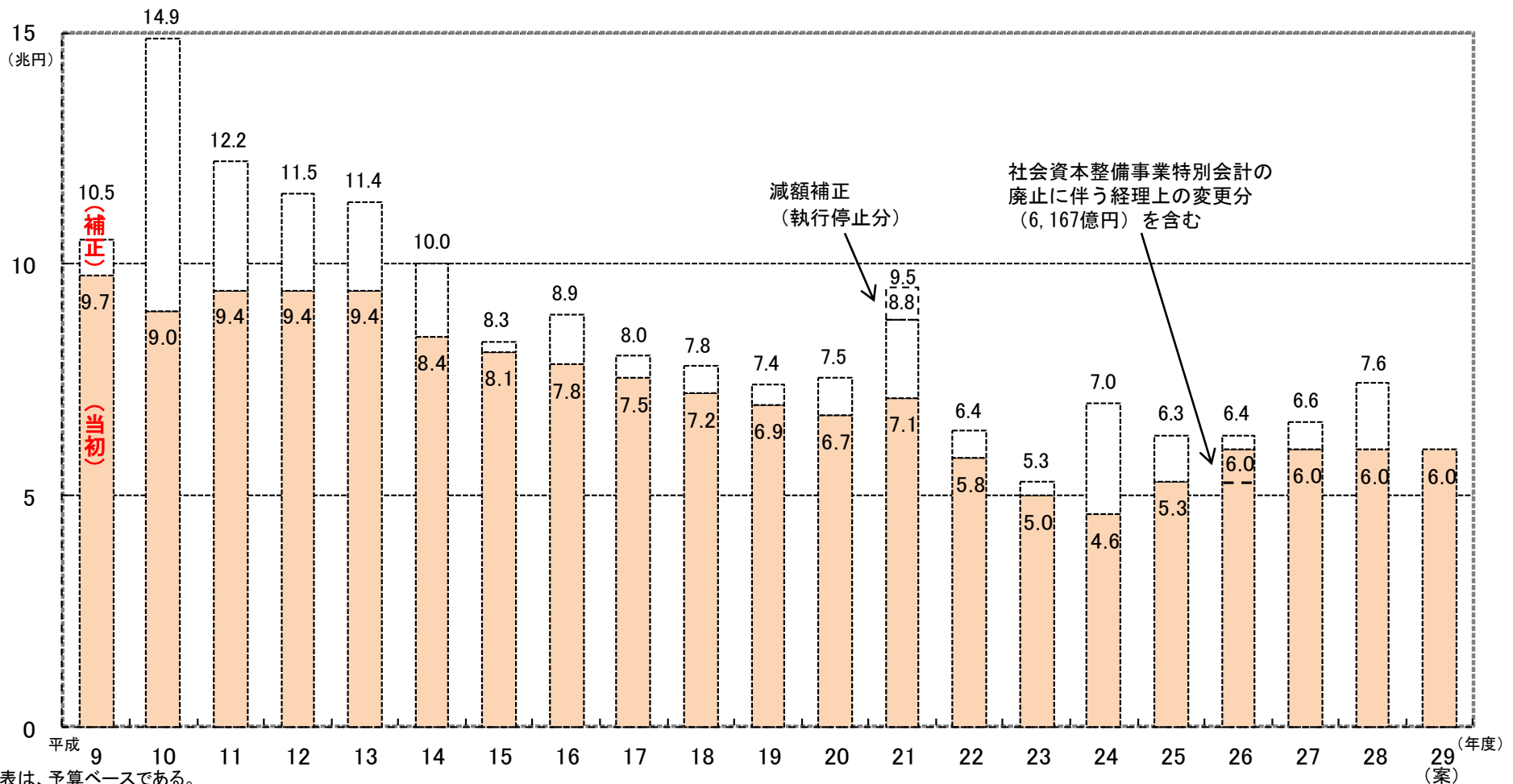


出所:国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成25年度まで実績、26年度・27年度は見込み、28年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値



※本表は、予算ベースである。

※平成21年度は、平成20年度で特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額(0.7兆円)が一般会計上に切り替わったため、見かけ上は前年度よりも増加(+5.0%)しているが、この特殊要因を除けば6.4兆円(▲5.2%)である。

※平成23年度及び平成24年度については同年度に地域自主戦略交付金へ移行した額を含まない。

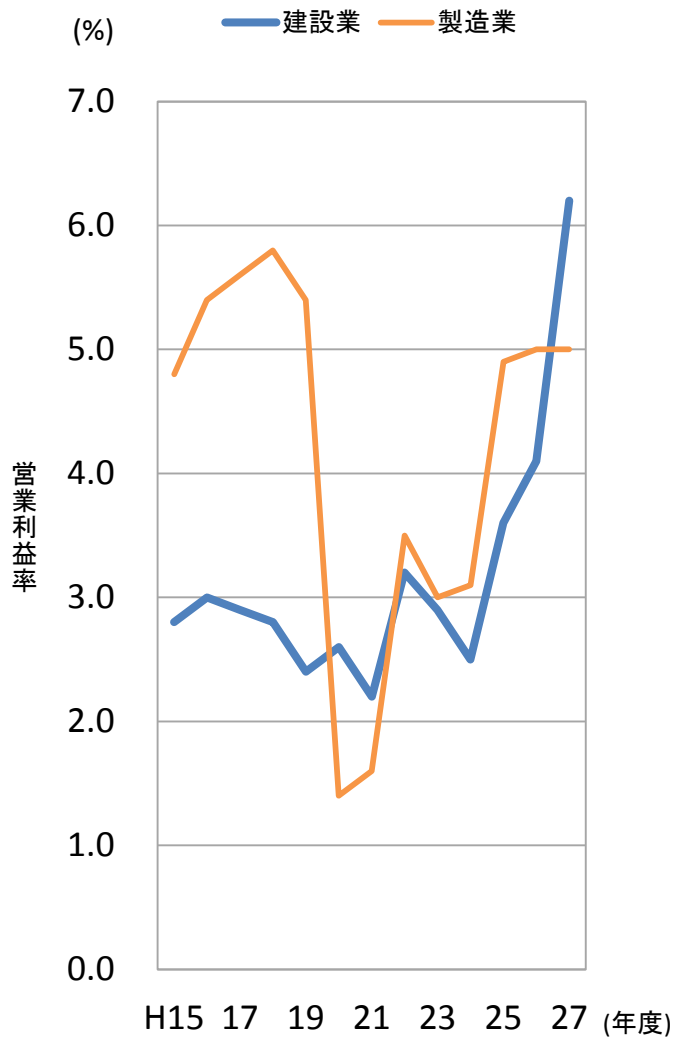
※平成25年度は東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)及び国有林野特別会計の一般会計化に伴い計上されることとなった直轄事業負担金(29億円)を含む。また、これら及び地域自主戦略交付金の廃止という特殊要因を考慮すれば、対前年度+182億円(+0.3%)である。

※平成23～28年度において、東日本大震災の被災地の復旧・復興や全国的な防災・減災等のための公共事業関係予算を計上しており、その額は以下の通りである。

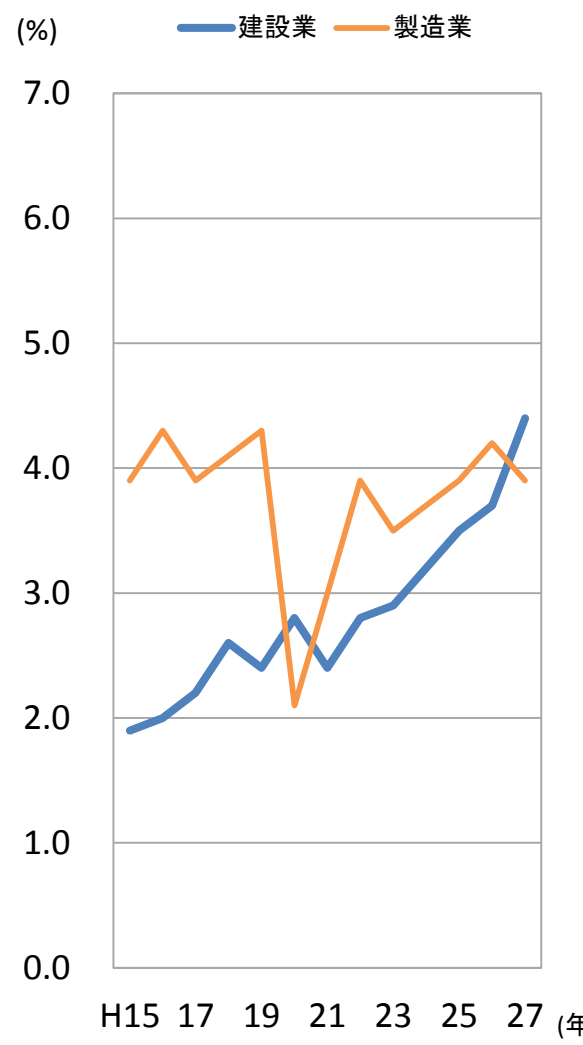
H23一次補正:1.2兆円、H23三次補正:1.3兆円、H24当初:0.7兆円、H24一次補正:0.01兆円、H25当初:0.8兆円、H25一次補正:0.1兆円、H26当初:0.9兆円、H26補正:0.002兆円、H27当初:1.0兆円、H28当初:0.9兆円、H28二次補正:0.06兆円、H29当初(案):0.7兆円(平成23年度3次補正までは一般会計ベース、平成24年度当初以降は東日本大震災復興特別会計ベース。また、このほか東日本大震災復興交付金がある。)

※平成26年度については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経理上の変更分(これまで同特別会計に計上されていた地方公共団体の直轄事業負担金等を一般会計に計上)を除いた額(5.4兆円)と、前年度(東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)を除く。)を比較すると、前年度比+1,022億円(+1.9%)である。なお、消費税率引き上げの影響を除けば、ほぼ横ばいの水準である。

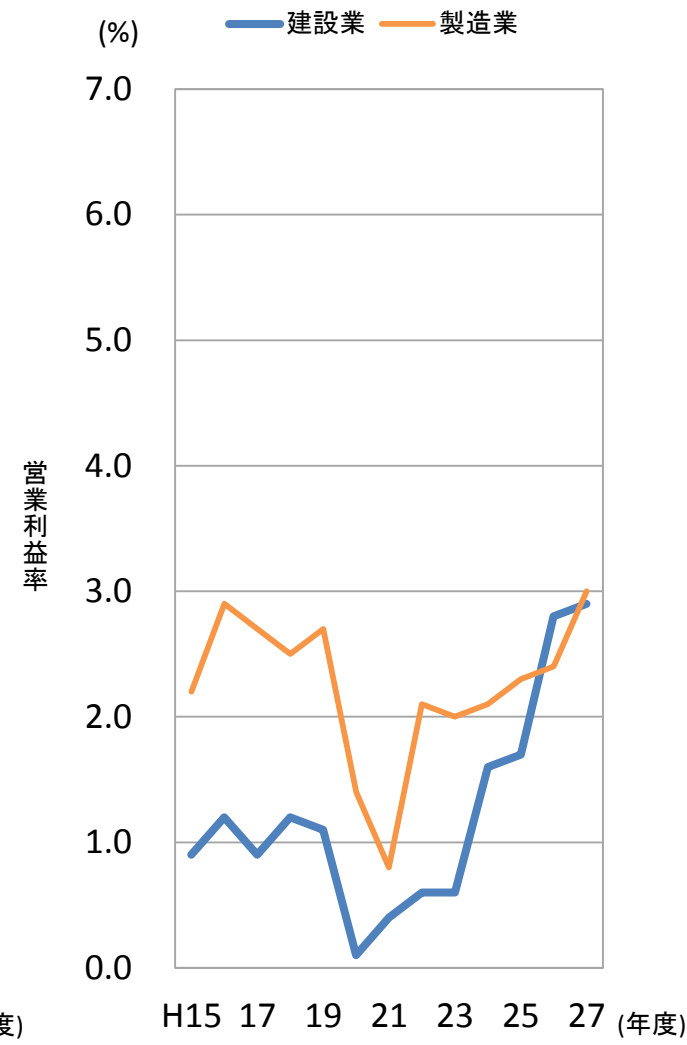
大企業 (資本金10億円以上)



中堅企業 (資本金1億円以上10億円未満)

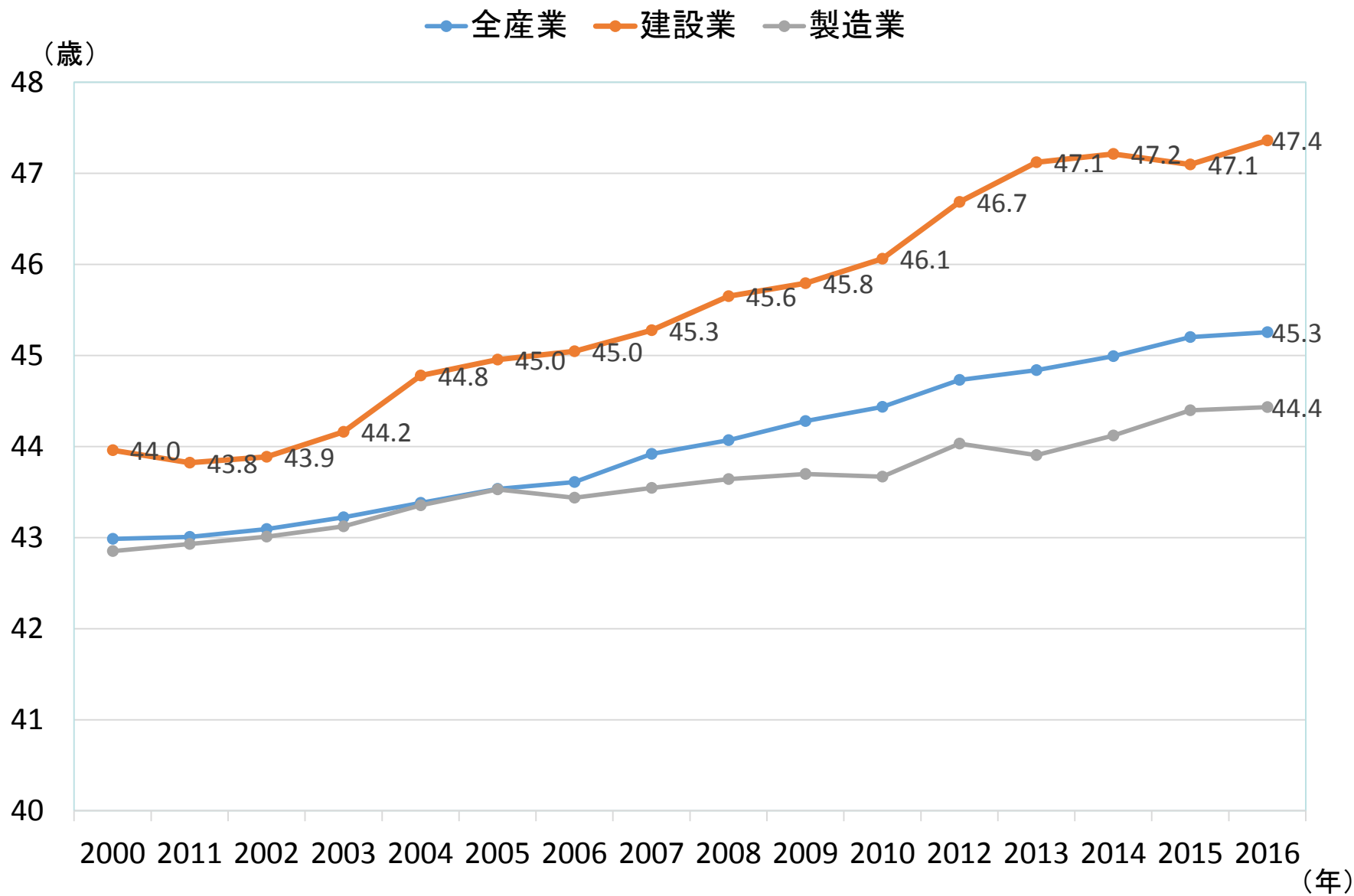


中小企業 (資本金1億円未満)



営業利益率 = (売上高 - 売上原価 - 一般販売管理費) ÷ 売上高

(※) 一般販売管理費: 役員や本社職員等の給与、福利厚生費、事務費、広報宣伝費、賃料、償却費、租税公課 等



運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根拠

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度**の適切な活用を徹底する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額**や**工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会**等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議**等を行う会議を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

設計労務単価、技術者単価の改定

- 市場の実勢価格を適切かつ迅速に積算へと反映させるべく、適宜、単価を改定。
- 平成29年においては、3月1日以降に契約締結する発注案件等に最新の単価を適用すべく改定を公表（H29.2.10）

① 公共工事の設計労務単価
H29：+3.4%（前年度比）

② 設計業務委託等の技術者単価
H29：+3.1%（前年度比）

※ 熊本では、被災地労務費モニタリング調査を実施し、調査結果に応じて機動的に単価を改訂

これにより

設計労務単価・技術者単価はH24年度以降5年連続で引き上げ

設計労務単価：H24～29 ⇒ 約39%増

技術者単価：H24～29 ⇒ 設計約17%増、測量約33%増

【必ず実施】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

運用指針（抜粋）

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。**低入札価格調査制度の実施に当たっては、（中略）適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、**当該価格について入札の前には公表しないものとする。**

取組状況

- H27.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H28.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28.4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請

＜未導入団体の推移＞

H18 484 団体
 ↓
 H20 359 団体
 ↓
 H22 272 団体
 ↓
 H24 232 団体
 ↓
H28 158 団体

最低制限価格制度等の導入状況 ～158団体が未導入～

	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47 100.0%	20 100.0%	1563 90.8%
いずれも未導入	0 0%	0 0%	158 9.2%

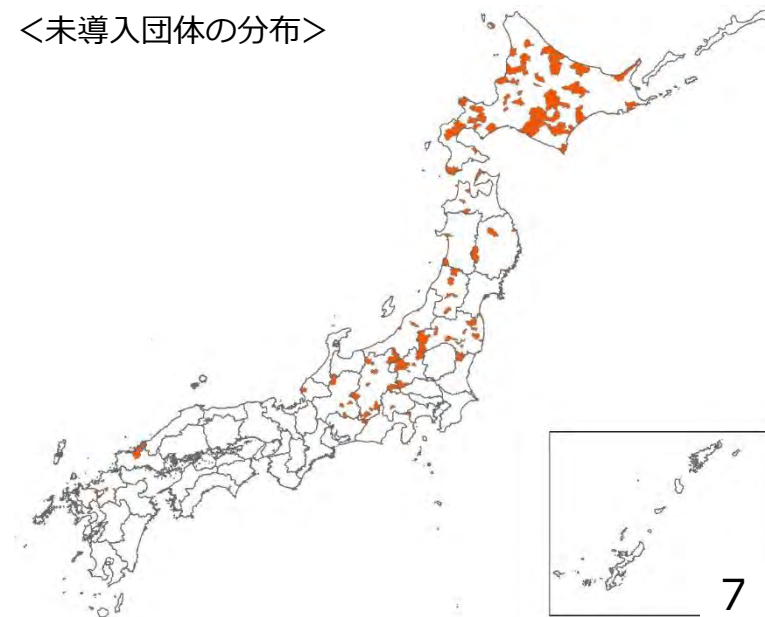
※H28. 3. 31時点

最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～

	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2 4.5%	1 5.0%	136 9.5%
基準価格の事前公表	2 4.5%	0 0%	45 7.2%

※H28. 3. 31時点

＜未導入団体の分布＞



都道府県

低入調査価格・最低制限価格	(H20年)	(H28年)
○ 事前公表	4団体	2団体 (▲2団体)
○ 事前公表と事後公表の併用	2団体	0団体 (▲2団体)
○ 事後公表	32団体	40団体 (+8団体)

注) 47都道府県のうち、5団体は低入調査価格・最低制限価格を公表していない(H28.3.31時点)

市区町村 (政令市を含む)

低入調査価格・最低制限価格	(H20年)	(H28年)
○ 事前公表	267団体	135団体 (▲132団体)
○ 事前公表と事後公表の併用	24団体	44団体 (+20団体)
○ 事後公表	517団体	867団体 (+350団体)

注) 1,741市区町村のうち、695団体は低入調査価格・最低制限価格を公表していない(H28.3.31時点)

くじ引き落札発生率 (※)

(※) くじ引きの実施件数 / 一般・指名競争入札の実施件数

○ 事前公表	45.5%
↑ 5.1倍	
○ 事後公表	8.9%

(1団体はくじ引き件数を非公表)

最低制限価格等を事前公表した場合、くじ引き落札の発生率が高くなる

○ 事前公表	34.2%
↑ 4.9倍	
○ 事後公表	7.0%

低入札価格調査基準の推移

工事

H20.4～H21.3

【範囲】
予定価格の
2/3～8.5/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.60
- ・一般管理費等 × 0.30

上記の合計額 × 1.05

H21.4～H23.3

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.70
- ・一般管理費等 × 0.30

上記の合計額 × 1.05

H23.4～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.30

上記の合計額 × 1.05

H25.5.16～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.08

H28.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.08

業務

H19.4～H22.3

設定範囲: 60%～80%

・直接人件費 × 1.00

・直接経費 × 1.00

・技術経費 × 0.50

・諸経費 × 0.50

H22.4～H23.3

設定範囲: 60%～80%

・直接人件費 × 1.00

・直接経費 × 1.00

・技術経費 × 0.60

・諸経費 × 0.60

H23.4～ H28.3

設定範囲: 60%～80%

・直接人件費 × 1.00

・直接経費 × 1.00

・その他原価 × 0.90

・一般管理費等 × 0.30

H28.4.1～

設定範囲: 60%～80%

・直接人件費 × 1.00

・直接経費 × 1.00

・その他原価 × 0.90

・一般管理費等 × 0.45

土木関係建設
コンサルタント
業務等

測量業務

・直接測量費 × 1.00

・測量調査費 × 1.00

・諸経費 × 0.30

・直接測量費 × 1.00

・測量調査費 × 1.00

・諸経費 × 0.40

・直接測量費 × 1.00

・測量調査費 × 1.00

・諸経費 × 0.40

・直接測量費 × 1.00

・測量調査費 × 1.00

・諸経費 × 0.45

地質調査業務

設定範囲: 2/3～85%

・直接調査費 × 1.00

・間接調査費 × 1.00

・解析等調査業務費 × 0.70

・諸経費 × 0.30

設定範囲: 2/3～85%

・直接調査費 × 1.00

・間接調査費 × 0.90

・解析等調査業務費 × 0.75

・諸経費 × 0.40

設定範囲: 2/3～85%

・直接調査費 × 1.00

・間接調査費 × 0.90

・解析等調査業務費 × 0.75

・諸経費 × 0.40

設定範囲: 2/3～85%

・直接調査費 × 1.00

・間接調査費 × 0.90

・解析等調査業務費 × 0.80

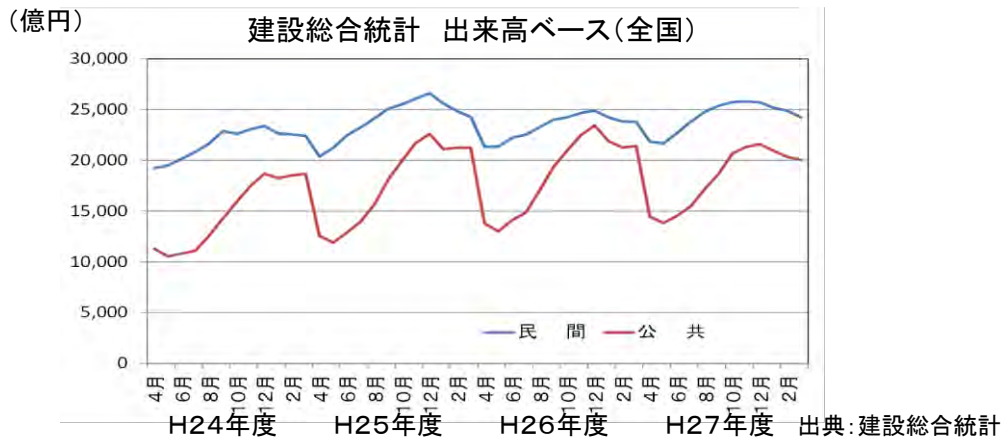
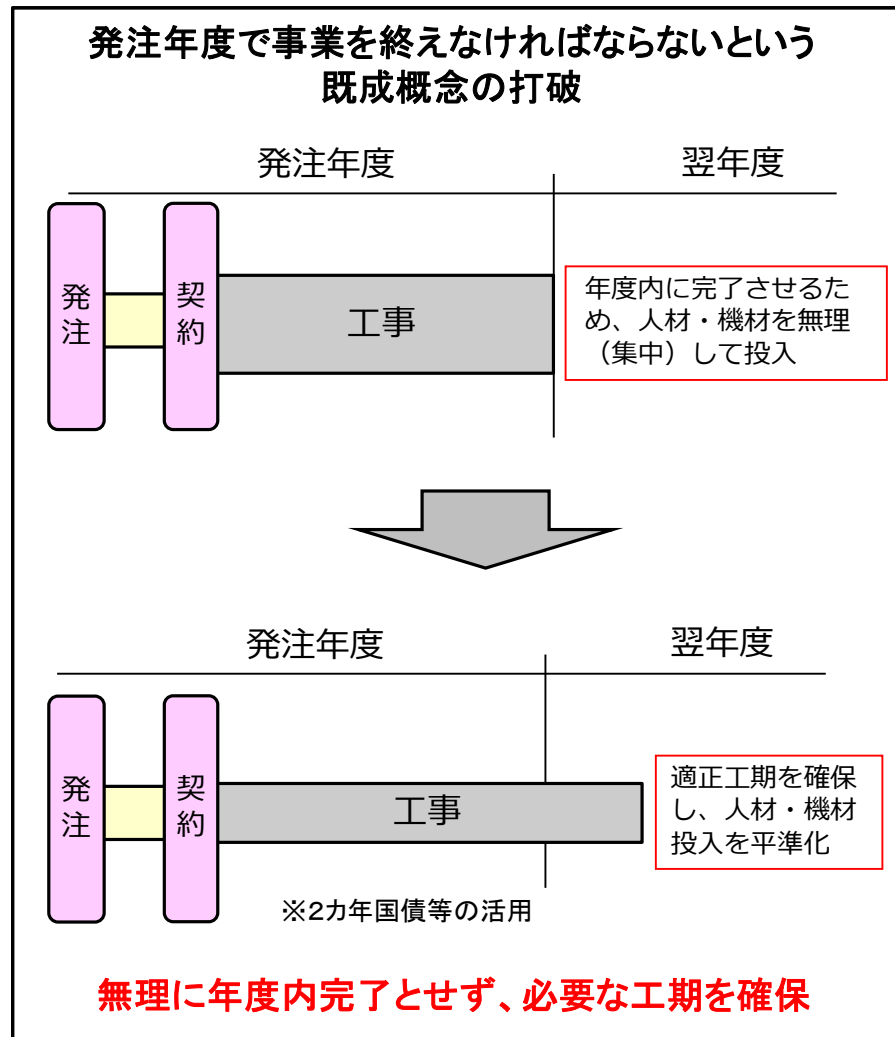
・諸経費 × 0.45

※平成23年度の見直しは、積算基準を企業会計に即した体系(原価と一般管理費の2大区分)へ変更したことに伴うもの

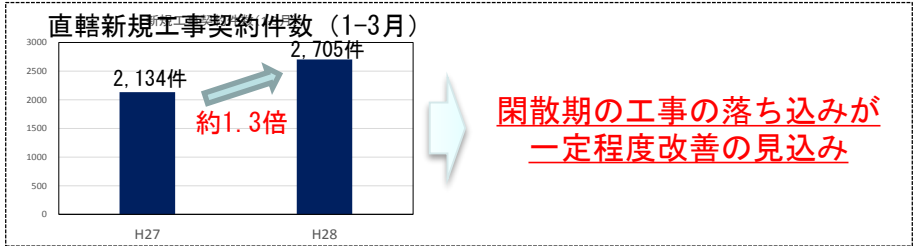
・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

【実施に努める】発注や施工時期の平準化①

- 年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期が過度に集中することを避けるため、国土交通省では、適正な工期を確保するための2カ年国債の活用等により、施工時期の平準化を図っている。
- 公共工事の約7割の工事量を有する地方公共団体に対しても、平準化に努めるよう、地域発注者協議会や、入札契約適正化法等を活用して要請。



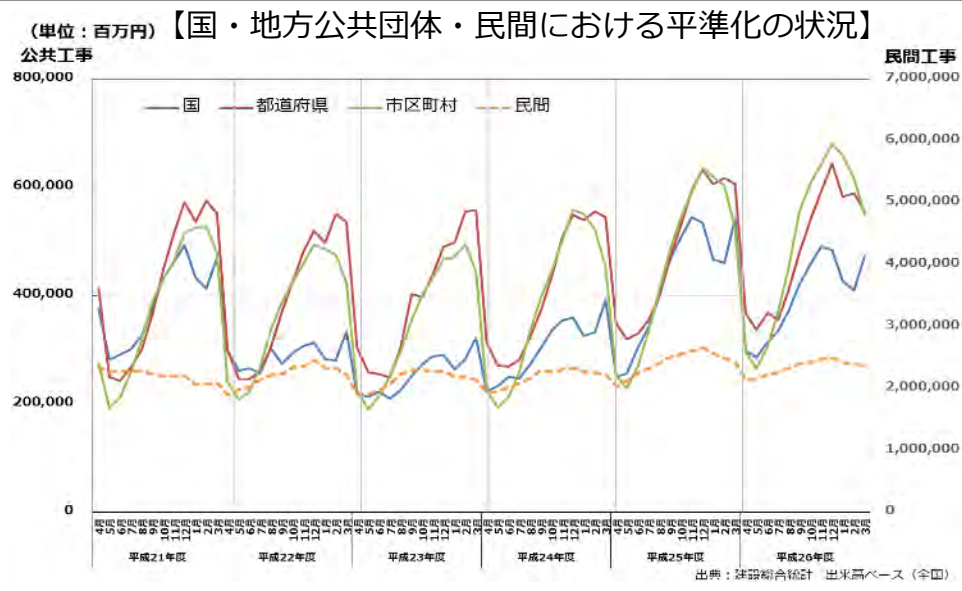
- 国土交通省所管事業において、平準化に向けた計画的な事業執行を推進するよう通知 (H27.12.25)
- 適正な工期を確保するための2カ年国債の活用 (H27-28: 約200億、H28-29: 約700億)
- 早期発注等により、平成28年1~3月の新規工事契約件数は、前年同時期に比べて約1.3倍に



- 国の取組も参考に、平準化を推進するよう、総務省とも連携し、自治体に繰り返し要請 (H28.2.17、H28.1.22、H27.4.24、H28.10.14、H29.2.10等)
- 平準化に資する地方公共団体の先進的な取組をとりまとめ公表 (H28.4) 10

取組状況(地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

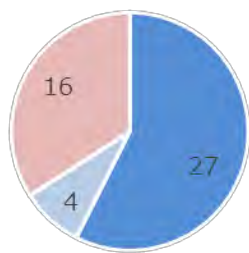
- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請



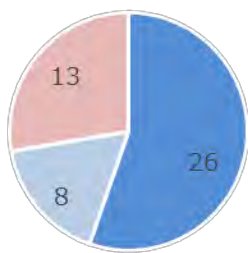
H28.10時点の都道府県の取組状況

<平準化を踏まえた債務負担行為の活用>

単独事業

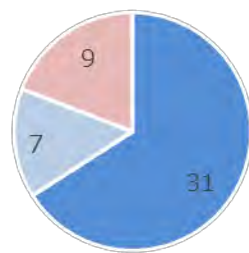


交付金事業

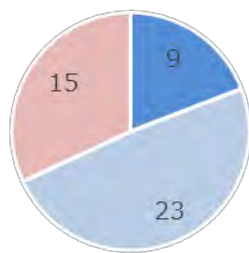


<平準化を踏まえたゼロ債務負担行為の活用>

単独事業



交付金事業



- : これまで実施し、今後も実施予定
- : これまで実施していないが、28年度から実施予定または実施する方向で検討
- : 実施していない
- ※ 「実施していない」には、27年度、28年度において債務負担を設定する事業がなかった場合も含まれる。

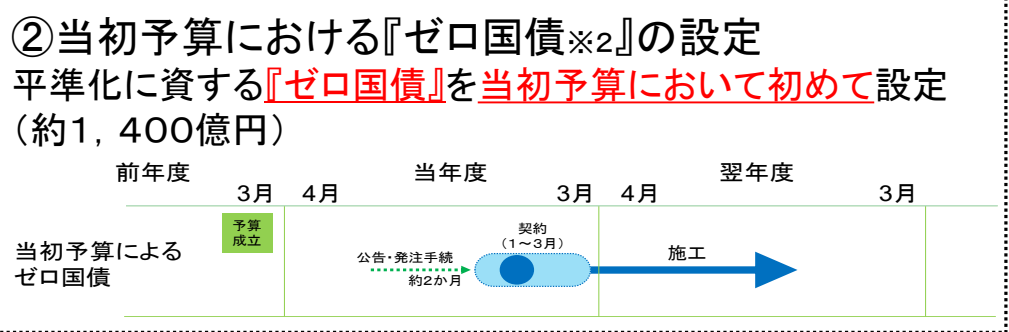
<地方公共団体の課題・ニーズ>

- 社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を行うことが可能なことを明確化してほしい
→ H28.2に、総務省と連名で、地方公共団体に対して通知
- 前例のない取組は、庁内の調整が難しい
→ H28.4に、平準化の先進事例集をとりまとめ公表
- 財政部局の理解が重要
→ H29.2に、新たに財政担当課に対しても通知
- 職員のマンパワーが不足している

適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた4つの取組み

①2か年国債※1の更なる活用
 適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍増
 H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円



③地域単位での発注見通しの統合・公表
 国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取り組みを、順次、全国展開

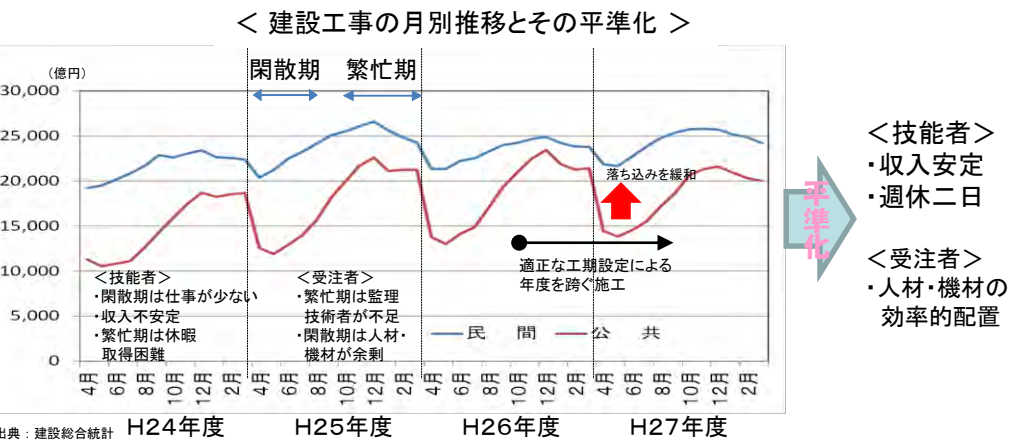
〔見通しとりまとめマップ〕

〔各地区のページ〕
 ※〇〇地区の発注見通し
 ○〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。
 ※平成28年11月1日現在に出発点(発注)する見込みの工事を見積もっています。
 ※予定発注額(200万円以上)のみを公表。発注額(工事)については、東北地方整備局発注工事のみ記載しています。
 ※予定発注額(発注)の発生時期については記載されておりませんが、おおむね「発注」の1ヶ月前に発注予定が決定されます。
 ※ここに記載する内容は、平成28年11月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事への記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発生する場合があります。
 ※また、主要建設材料費見込み等は、当該時点の概算の見込み数値であり、当該数値変更することがあります。
 ※公表している発注額の総額(合計)については、各年度ページへご参照ください。
 □各発注機関の見直し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

発注機関	発注種別	工事名称	工事種別	工事時期	発注時期	発注額	発注単価	備考
国土交通省	道路	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	河川	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	港湾	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	空港	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
東北地方整備局	道路	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	河川	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	港湾	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	空港	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
〇〇市	道路	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	河川	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	港湾	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	空港	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

(参考)東北地方においてH25年度より実施

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価



④地方公共団体等への取組要請
 各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

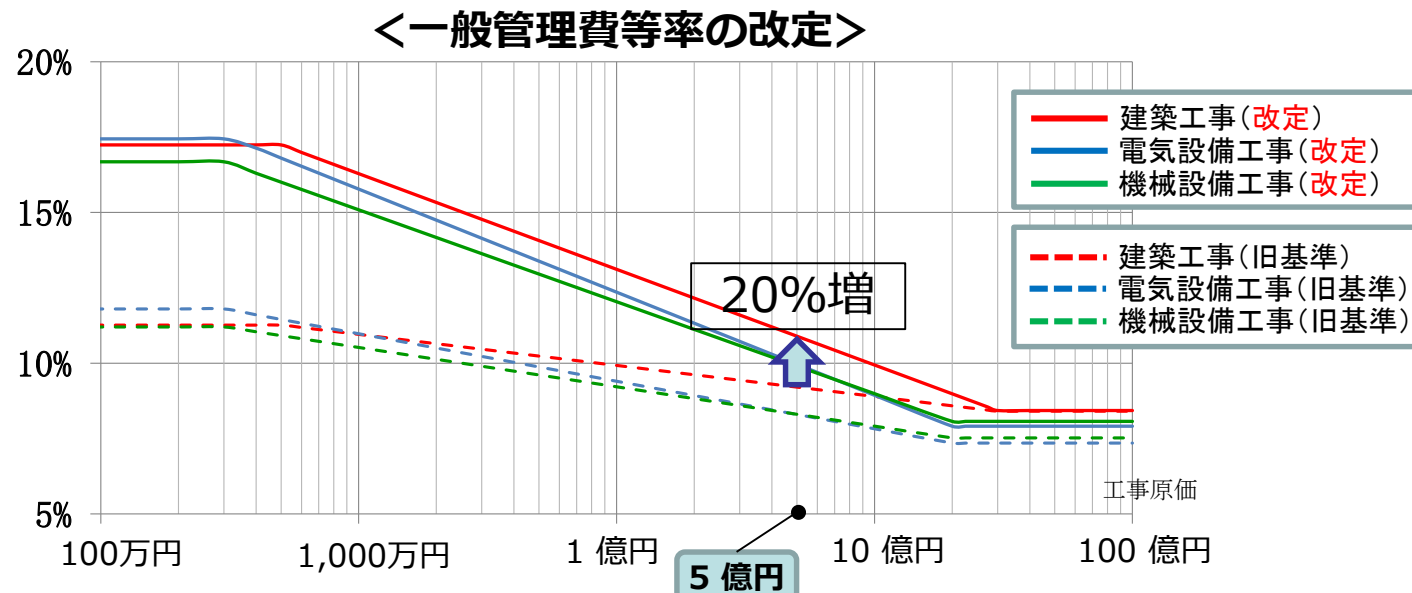
※1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。
 ※2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

- 建設企業の財務実態調査結果等に基づき
一般管理費等率 (元請企業の経費) 及び 下請企業の経費率を引き上げ
- 平成29年1月以降の入札公告案件から適用 (営繕工事)

●一般管理費等率：20%増 ●下請企業の経費率：25%増

⇒ 今回の改定により、工事費は約2.6%増

※延床面積3,000㎡程度、建築工事で約5億の場合の試算



災害時における入札契約方式等について

迅速性が求められる災害対応・復旧において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成予定

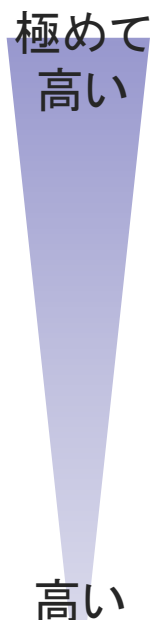
■ガイドラインの構成(案)

1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
3. 各入札契約方式の概要及び関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■災害復旧工事と入札契約方式の適用の考え方(案)

工事内容 (適用時期の目安)	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧 (発災～4か月)	 <p>極めて高い</p>	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施企業 ②災害時における協定企業 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧 (1～12か月)		指名競争	下記のような観点から、企業を整理し、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③有資格業者 ④手持ち工事の状況
本復旧 (3か月～)		一般競争	原則、総合評価落札方式とし、地域企業の活用等にも配慮

【指名競争関係】

① 指名競争におけるダンピング対策

例) 発注者の監督・検査等、受注者側の技術者体制の強化、施工体制確認型総合評価方式の適用等

【一般競争関係】

② 一括審査方式の活用

受発注者の発注関係事務を効率化するため、複数工事の提出資料を同一とする一括審査方式を活用

③ 地域企業の参加可能額の拡大

地域企業が中心となる一般土木C等級企業を対象とする工事価格帯の上限を変更

④ 地域維持型JV等の活用

地域の参加企業を確保し、施工体制を確実にするためJV制度を活用

【契約方式全般】

⑤ WTO対象となる大規模工事における災害時の入札契約方式

緊急性の高い場合、随意契約等の適用や一般競争方式における手続き期間の短縮等を検討
例) H23紀伊半島水害、H28熊本地震において、WTO規模の工事で随意契約を適用

【その他】

⑥ 復興係数、復興歩掛等の導入

確実な施工を確保するため、実態を踏まえた復興係数の導入等により、適切な予定価格を設定

⑦ 事業促進PPP等の活用

発注者の体制を補完するため民間の技術力を活用し円滑な事業の実施

熊本地震等の復旧・復興工事の発注が本格化することから、円滑な施工の確保に万全を期すため、予定価格の適切な設定に必要な「復興係数」や「復興歩掛」の導入など、新たな施工確保対策を導入

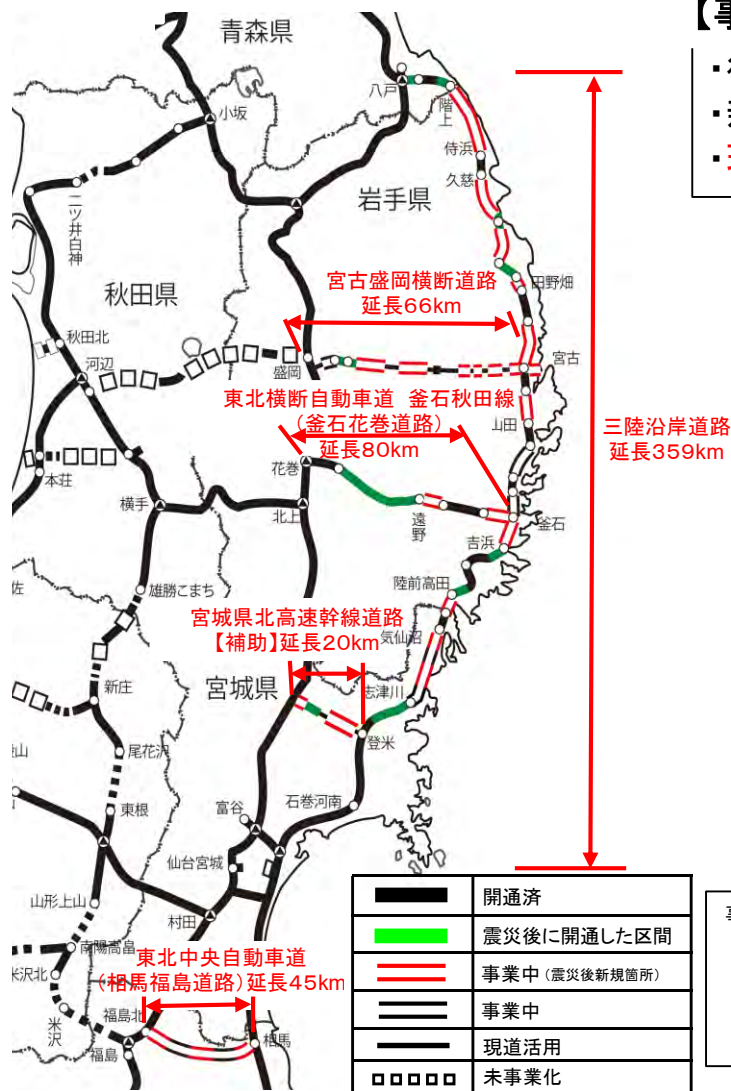
対策		内容
土木工事積算	復興歩掛	<ul style="list-style-type: none"> ○土工の日当たり作業量が20%低下する補正の設定 【対象工事】 熊本県内発注の土工関係歩掛を使用する工事 【対象期間】 平成29年2月1日以降に契約する工事 ※ 平成30年度以降は、最新の実態を踏まえて検討
	復興係数	<ul style="list-style-type: none"> ○間接工事費（共通仮設費：1.1倍、現場管理費：1.1倍）の補正係数を設定 【対象工事】 熊本県内発注の全ての土木工事 【対象期間】 平成29年2月1日以降に契約する工事 ※ 平成30年度以降は、最新の実態を踏まえて検討
営繕工事積算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模改修工事対応 ・ 一般管理費の引き上げ <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「営繕積算方式」活用マニュアル（熊本被災地版）を作成し、被災地の実情を踏まえた積算（小規模長期工事における共通仮設費・現場管理費の加算）や一般管理費等率の引上げについて普及・促進
労務単価		<ul style="list-style-type: none"> ○被災地労務費モニタリング調査の実施（調査結果に応じた機動的な単価改訂） 建設業団体を通じた労働者への支払賃金実績について定期的に調査を行うことにより、実勢の賃金動向を把握する。

- 復興道路・復興支援道路は、震災後に約223kmが新規事業化。
- 「おおむね10年間」で既事業化区間とあわせ約380kmの事業の整備推進が必要。
- 膨大な事業を円滑かつスピーディーに実施するため「事業促進PPP」を導入。

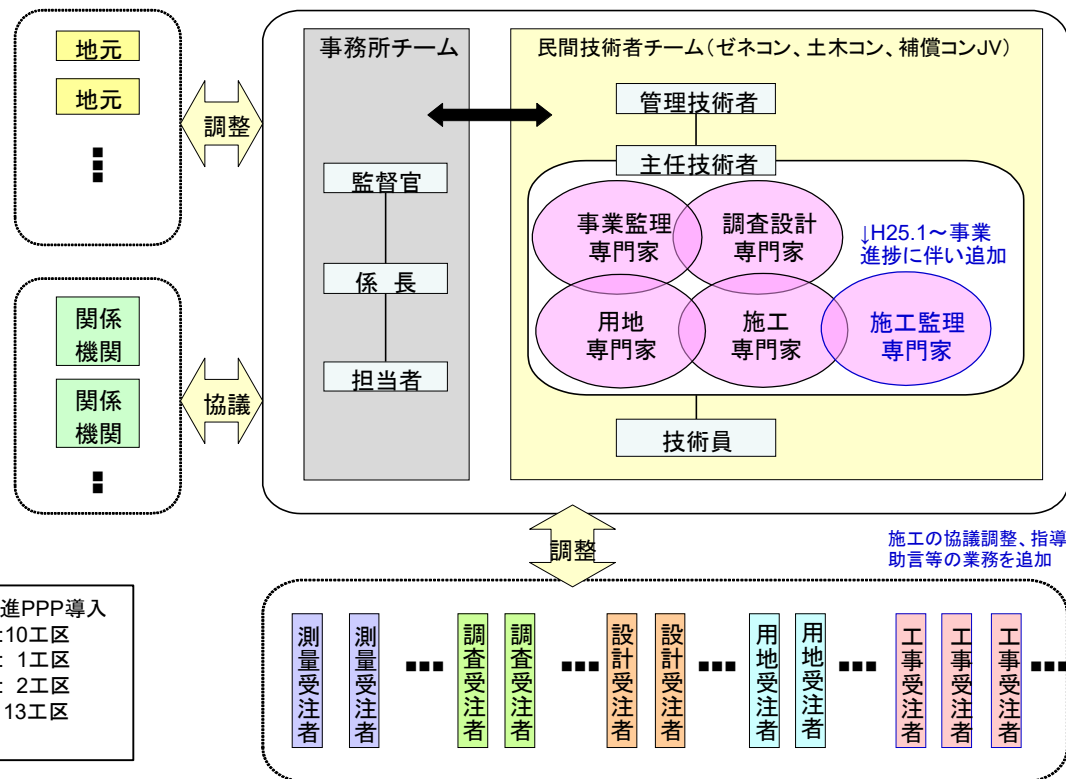
PPP: Public Private Partnership
(官民連携、公民協働の意)

【事業促進PPPによる業務の実施】

- ・従来、発注者が行ってきた協議調整等の業務を民間の技術力を活用。
- ・新規事業区間を10～20kmの工区に分割。工区ごとに推進チームを配置。
- ・現地に常駐し専任で事業マネジメント(調査設計～施工監理)を担当。

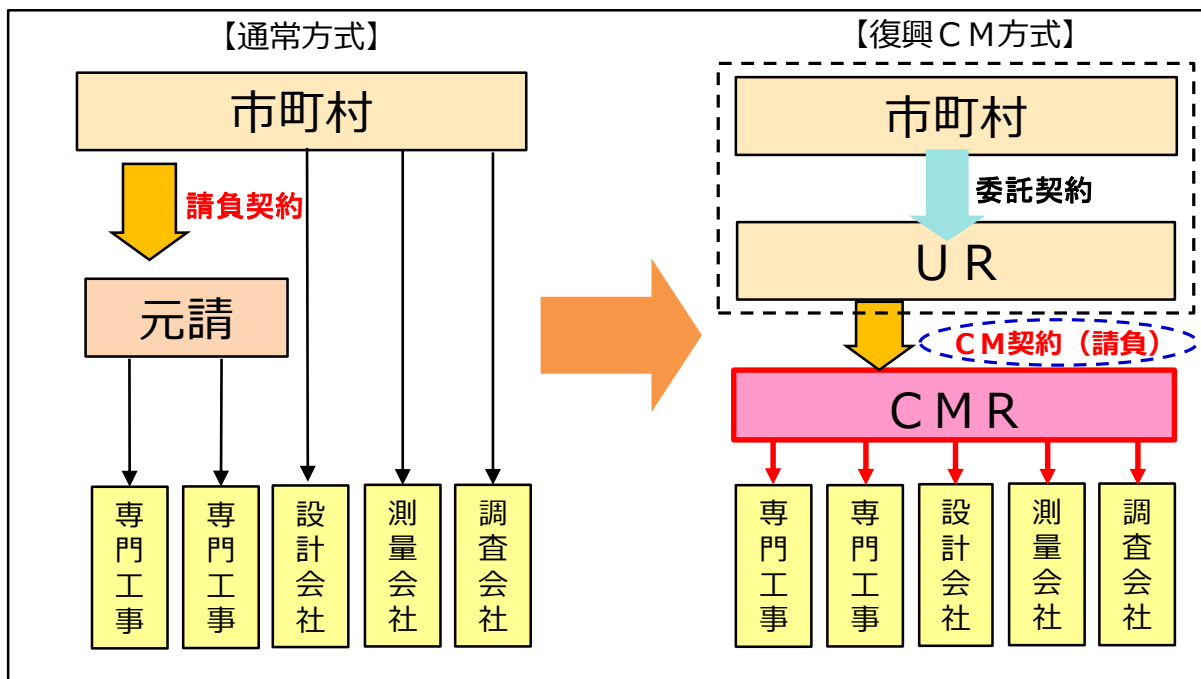


【事業促進PPP業務実施体制】



- 東日本大震災に伴う復興市街地整備事業においては、被災市町村にとって過去に経験のない大規模な公共工事の発注が求められ、事業の早期着手や短期間での事業実施に向けた体制の構築が大きな課題となっていた。
- このため、12市町19地区の復興事業において、都市再生機構（UR）が被災市町と連携して、新たな入札契約方式（復興CM方式）を平成24年度より導入。被災市町の発注体制の補完により、復興事業の円滑な実施に貢献。
- こうした中、復興CM方式による事業実施のノウハウや活用実績が一定程度蓄積されたことから、**昨年9月に「東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会」を設置。**
- 今後、災害対応のみならず、通常工事における普及展開も期待**されているところ、本研究会において、**適切なフィーの設定や関係者間の適切なリスク分担のあり方などを主な論点として検証**を実施。

復興事業の実施体制（関係者間の役割分担）



	通常	CM
発注ロット	段階に応じて個別発注	大括り
契約方式	一括総価請負	コストプラスフィー(※1)・オープンブック(※2)
専門業者	請負者が決定	CMRが選定・URが承諾

- ※1 工事等の実費(コスト)の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式
- ※2 工事費等を施工者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、受注者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式